

# 瀬戸市分別収集計画（第 10 期）

令和 4 年 6 月

瀬戸市

## 1 計画策定の意義

本市では、これまでに広まってきた分別に対する取り組みやリサイクルに関する意識に加え、「安易にごみにしない、ごみになるものを家庭や事業所に持ち込まない」という発生抑制の意識を市民・事業者の一人ひとりが高め、実行に移すことが循環型社会形成に際し最も重要であるとし、平成 26 年 3 月に瀬戸市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの発生抑制及び資源化の促進に向けた取り組みを実施しているところである。なお、本計画は平成 30 年度に見直した結果、見直し不要とした。

一方で、本市、尾張旭市及び長久手市で構成する尾張東部衛生組合の中間処理施設及び最終処分場においては、施設の延命化を図るためにも更なるごみ減量に取り組み、市民・事業者一人ひとりの意思向上、そしてそれを支える仕組みづくりが必要な状況である。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、限りある資源を有効利用することや、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・意識の啓発、分別の徹底、収集体制の整備拡充等による容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を基本とした地域社会づくり
- ・市民、事業者及び行政の全ての関係者がそれぞれの責務を担い、一体となった取り組みによるごみの減量や資源の有効利用

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 7 年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,426	2,408	2,398	2,387	2,383

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者及び行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携して容器包装廃棄物の排出抑制を推進する。

### (1) 啓発活動、広報の充実

ごみ処理に要する経費、再生利用の意義及び効果等、容器包装を取り巻く状況について情報提供するとともに、ごみの排出抑制、分別の区分、正しい排出の仕方等に関する分かりやすい啓発・広報に積極的に取り組む。

- ・自治会など住民団体を対象とした地域説明会の開催
- ・未就学児から大人まで、世代に合わせた出前講座の実施
- ・市広報、市ホームページ等による情報発信

### (2) 資源リサイクルセンターの機能充実と利用促進

資源リサイクルセンターは、容器包装廃棄物を中心とした資源物の常時受け入れ施設であるが、その他に、容器包装廃棄物の発生抑制、分別排出及び再生利用について学習し意識啓発する場として、機能を充実するとともに、積極的なPRを行って市民の利用を促進する。

### (3) ミックスペーパー（その他の紙製容器包装を含む）回収の更なる強化

可燃ごみへの混入が多く見られるミックスペーパーについて、資源化を推進する。市民の分別への意識を向上させるため、分別PRをはじめとした様々な取組みを実施し、分別を強化する。

### (4) 資源物回収品目及び分別収集体制の拡充

その他プラスチック製容器包装について、ライフサイクルアセスメント（LCA）の観点から資源物として分別収集を行い、プラスチック使用製品廃棄物については分別収集に向けた検討を行う。

## 方策実施のための各主体の役割

### (1) 市民の役割

市民は、ごみの排出者としてごみを減らす工夫や再生品の購入、分別マナーの遵守等、資源の有効活用や環境に配慮した生活の実践に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する。

- ・計画的にものを購入し、無駄なものは買わない。ものを大切に使用する。不用なものは貰わないように心がける。
- ・使い捨て商品よりもリサイクル可能な商品やエコ商品を購入する。
- ・過剰な包装（食品トレイを含む）を求めず、買い物袋持参によるレジ袋削減に協力する。
- ・リサイクル可能なものは、家庭内で分別・保管し、地域の集団回収や市の資源回収に出すようにする。
- ・家庭内でものを無駄にしない意識を育み、ごみ減量やリサイクルに対する認識を深める。
- ・市のごみ減量施策に積極的に協力するとともに、ルールに従った排出に努める。
- ・資源リサイクルセンターの有効活用、積極的利用に努める。

### (2) 事業者の役割

事業者は、ごみの排出者として事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責任で適正に処理するだけでなく、減量や資源化に積極的に取り組むとともに、資源の有効利用や環境負荷の低減に資する商品開発、製造、流通及び販売等に努める。また、市が実施する施策に積極的に協力する。

- ・過剰包装の抑制やトレイ等の使用自粛、梱包材の再使用等による省資源化に努める。
- ・リユース容器の使用と消費者から持ち込まれるリサイクル製品の引き取り、回収を積極的に行う。
- ・再生原料の使用、リサイクルしやすい製品の開発、製造等に努める。
- ・ごみ減量、リサイクル等に関する自らの取り組みを消費者に積極的にPRする。
- ・地域及び事業者間でのリサイクルネットワーク作りに努める。
- ・市のごみ減量施策に積極的に協力するとともに、ルールに従った排出に努める。

### (3) 行政の役割

市（行政）は、指導・啓発活動を行う立場として、市民及び事業者に対し情報提供や広報活動を行い、ごみの減量、資源化等についての意識啓発、分別・排出方法の周知に取り組むとともに、分別収集体制の整備充実に努める。

- ・排出者である市民及び事業者のごみ処理に対する意識の現状把握に努める。
- ・市民及び事業者に対し、ごみの減量や資源化に関する広報活動を積極的に行う。
- ・ごみの分別、排出方法等の指導や啓発を強化し、分別収集体制の整備に努める。
- ・学校等での啓発活動を支援し、連携して取り組む。

- ・ 集団回収促進のための助成制度の充実、情報提供等に努める。
- ・ 地域、事業者間のリサイクルネットワーク作りの支援を行う。
- ・ ごみ減量、リサイクル推進のための有効な施策の立案や実施に努める。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		ミックスペーパー（紙パック、段ボール以外の紙製容器包装）
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）**

（単位：トン）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	151	150	149	148	148
主としてアルミ製の容器	129	128	127	126	126
無色のガラス製容器	320	317	316	315	314
	(引渡) (独自処理) 0 320	(引渡) (独自処理) 0 317	(引渡) (独自処理) 0 316	(引渡) (独自処理) 0 315	(引渡) (独自処理) 0 314
茶色のガラス製容器	204	202	202	201	200
	(引渡) (独自処理) 0 204	(引渡) (独自処理) 0 202	(引渡) (独自処理) 0 202	(引渡) (独自処理) 0 201	(引渡) (独自処理) 0 200
その他のガラス製容器	144	143	142	142	142
	(引渡) (独自処理) 144 0	(引渡) (独自処理) 143 0	(引渡) (独自処理) 142 0	(引渡) (独自処理) 142 0	(引渡) (独自処理) 142 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	9	9	9	9	9
主として段ボール製の容器	567	563	560	558	557
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0	0	0	0	0
	(引渡) (独自処理) 0 0				
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	286	284	282	281	281
	(引渡) (独自処理) 0 286	(引渡) (独自処理) 0 284	(引渡) (独自処理) 0 282	(引渡) (独自処理) 0 281	(引渡) (独自処理) 0 281
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	898	892	888	884	883
	(引渡) (独自処理) 898 0	(引渡) (独自処理) 892 0	(引渡) (独自処理) 888 0	(引渡) (独自処理) 884 0	(引渡) (独自処理) 883 0

※その他の紙製容器包装については、「ミックスペーパー」という品目に含めて収集しているため、排出量は把握できない。

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{容器包装廃棄物を含むごみ排出量の見込み (A)} \times \text{分別収集対象人口率 (B)} \times \text{分別基準適合物等の分別排出率 (C)}$$

※ (A) 1日1人あたりのごみ・資源物推計量に各年度の日数及び推計人口を乗じて算出。なお、各推計値は令和3年度の実績値を基に算出。

※ (B) 市内全域を対象とするため、分別収集対象人口率は100%とする。

※ (C) 令和3年度の分別基準適合物等の排出実績量に、同年度のごみ・資源物排出実績量を乗じ算出。

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別収集の区分ごとの実施者は下表のとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	主としてスチール製の容器	缶	委託業者による定期回収 資源リサイクルセンターでの拠点回収	民間業者
	主としてアルミ製の容器		委託業者による定期回収 資源リサイクルセンターでの拠点回収 市民団体による集団回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	びん	委託業者による定期回収 資源リサイクルセンターでの拠点回収	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託による定期回収 資源リサイクルセンターでの拠点回収 市民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	委託業者による定期回収 資源リサイクルセンターでの拠点回収 市民団体による集団回収	民間業者

	その他の紙製容器包装	ミックスペーパー（紙パック、段ボール以外の紙製容器包装）	委託業者による定期回収 資源リサイクルセンターでの拠点回収 市民団体による集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収 資源リサイクルセンターでの拠点回収 公共施設での拠点回収	民間業者
	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期回収 資源リサイクルセンターでの拠点回収	民間業者

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設については、下表のとおりである。

収集に係る分別の区分	施設	処理内容
缶	民間施設	選別、圧縮、保管
びん	民間施設	選別、保管
紙パック	民間施設	選別、圧縮、保管
段ボール		
ミックスペーパー		
ペットボトル	民間施設	選別、圧縮、保管
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	民間施設	選別、圧縮、保管

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見及び要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者及び学識経験者の委員で構成する環境衛生審議会及びごみ減量推進会議で推進体制等を検討していく。
- ・ごみ処理施設を共同運営する尾張旭市、長久手市及び施設の運営主体である尾張東部衛生組合との情報交換を密にし、広域リサイクルシステム等新たな仕組みについての調査、研究及び施策検討等を連携して進める。
- ・次回計画改定時に備え、分別収集計画に記載された項目の実績確認及び記録に努め、方策の進行管理と有効性の検証を行う。